

# 車輛品質管理に関する確認書

## 【国内旅行取引業者様向け】

南薩観光株式会社では、お客様がご旅行に安心してお楽しみ頂ける様、利用する車両及び運転者に対して安全管理とその確保を第一に考えています。本書は、弊社のツアー並びオペレーションにおける安全基準とその確認を行うためのものです。取引業者様におきましても、ご一読頂き十分にご理解頂いた上で、安全で快適な旅行の遂行にご協力頂きたいと存じます。



世界車輛基準細則

【日常運転前点検について】

当社の取り扱う車輛全てにおいて以下の項目に関し、毎回、運転前点検を実施すること。

《点検項目》

点検箇所	内容及び詳細
エンジンのかかり	速やかに始動ができ、アイドル状態でスムーズに回転するか。
ブレーキペダル	ブレーキペダルを踏み込んだとき適度な踏みしろがあるか。
駐車ブレーキ	一杯に引いて引きしろが多すぎたり少なかったりしないか。
ウインド・ウォッシャー	液の噴出時の向き、及び高さが適当であるか。
ワイパー	低速及び高速の各作動に問題はないか。また適度に拭き取られるか。
タイヤ空気圧	接地部のたわみ部分を確認。
タイヤの亀裂破損	亀裂、破損、異物など目で確認。
タイヤの溝の深さ	溝の深さに不足がないかウェアインジゲーターなどで確認。 * セダン、ワゴン 2mm 以上 * ワンボックス、マイクロバス 3mm 以上 * 大型バス 4mm 以上
ランプの点灯	ヘッドランプ・テールランプ・ブレーキランプ・ウィンカーランプなど全てのランプが正常に点灯、もしくは点滅するか確認。同時に反射器の汚れや破損も確認。
オイルチェック	ブレーキオイルの量（リザーバータンク）を確認し、液量が上限ライン下限ラインの間以上にあるかどうか確認。
バッテリー液	規定の範囲（アッパーとロウアー）の間にあるか確認。
エンジンオイル	オイルゲージを用いてオイルの量及び汚れを確認（ゲージの先端についている2本のラインかギザギザ部分の中間以上にあるかどうか確認する事。
ブレーキ液	リザーバータンクを見て上限ラインと下限ラインの間以上にある。
冷却水	リザーバータンクでの確認をし、メモリ冷却水の量を確認（上限ライン一杯かどうか）
ウインドウウォッシャー液	規定等で適当な量があるか確認



【定期点検について】

各国の法的機関による法令に基づき、定められた期間に行う点検を基準とし、その基準がない場合は、一年に一度、下記の項目を点検すること。

《点検項目》

点検箇所	内容及び詳細	チェック
エンジン本体	エンジン・オイルのもれ	
排気ガス	排気ガスの状態	
エア・クリーン・エレメント	汚れ、詰まり	
冷却装置	ファンベルトのゆるみ、損傷（※カタ・ネタ・ベルト含む） 冷却水のもれ	
エキゾーストパイプ	取り付けのゆるみ、損傷	
マフラ	取り付けのゆるみ、損傷	
クラッチペダル	あそび、切れたときの床板とのすき間(オートマチック車は不要)	
トランスミッション	オイルの漏れ、量	
トランスファ	オイルの漏れ、量	
プロペラ・シャフト	連結部のゆるみ(ドライブ・シャフトの継手部一体型は点検不要)	
ドライブ・シャフト	連結部のゆるみ(ドライブ・シャフトの継手部一体型は点検不要)	
パワーステアリング装置	ベルトのゆるみ、損傷	
タイヤ	溝の深さ、異常な磨耗	
ホイール	ボルト・ナットのゆるみ	
バッテリー	ターミナル部のゆるみ、腐食	
スパークプラグ	プラグの状態（白金プラグは点検不要）	
点火時期	無調整式は点検不要	
ディストリビュータのキャップ	キャップの状態	
ブレーキペダル	あそび、踏み込んだときの床板とのすき間	
ブレーキ	ブレーキ自体のきき具合	
駐車ブレーキ	レバーの引きしろ（踏みしろ）・ブレーキのきき具合	
ブレーキホース	漏れ、損傷、取り付け状態	
ブレーキのマスタ・シリンダ	液漏れ	
ホイール・シリンダ	液漏れ	
ディスク・キャリパ	液漏れ	
ブレーキ・デスク・パッド	パッドの磨耗・デスクとパッドのすき間	
ブレーキ・ドラム	シューの摺動部分、ライニングの磨耗	
ブレーキシュー	ドラムとライニングとのすき間	



#### 【車輛整備】

- 1、車体外観に、へこみ・傷は修理されていること。
- 2、窓をはじめボディ全体、汚れなど洗車清掃されていること。
- 3、ドアは開閉機構、およびロック機構が正常で作動すること。

#### 【車内整備】

- 1、車内はすべて清掃されていること。(床、シート上下、窓、窓枠、灰皿、棚)
- 2、シートベルトが装備されていること。
- 3、エアコン装備は標準とし、且つカタログの能力を維持していること。
- 4、マイクロ・大型バスはその非常口が確保され、且つ正常に作動すること。
- 5、マイクロ・大型バスは消火器を装備していること。
- 6、マイクロ・大型バスはマイクロフォンを装備し、正常に機能すること。
- 7、シートの破損およびその取り付けのゆるみはないこと。

#### 【運行規則】

- 1、法定速度を遵守する。
- 2、高速道路（空港/市街間を含む）の制限速度は 80km/h または、100km/h（且つ交通規則内）とする。但しセダンは交通規則を超えない範囲とする。
- 3、対向車線にての追い越しはすべて禁止する。
- 4、連続走行が2時間を超える場合は15分以上の休憩を取ること。
- 5、乗客が不快と感じる運転は慎むこと。(不必要な急発進、急ハンドル、粗雑なブレーキング)
- 6、走行中の携帯電話の使用は禁止する。
- 7、業務運転中の飲食及びガイド等の私語は禁止する。
- 8、車内での喫煙は禁止する。

#### 【保険】 以下の保険の補償内容についてご記入下さい。

- 1、対人保険の補償内容： \_\_\_\_\_
- 2、対物保険の補償内容： \_\_\_\_\_
- 3、搭乗者保険の補償内容： \_\_\_\_\_



### 【運転者の心得】

旅客自動車の（バス、タクシー、ハイヤー）の運転者は、常に旅客の安全を考え、ほかの車や歩行者が危険な行動に出ても交通事故をさけることができるよう慎重に運転すること。

### 【旅客自動車を運転する場合は、特に下記の事柄を守ること】

- ・病気や疲れなどの理由により安全運転ができない恐れがあるときは、その旨を事業者に申し出て、交代をすること。
- ・運転中重大な故障を発見したときや重大な事故が発生するおそれがあるときは、ただちに運転を中止すること。
- ・危険と思われる所は通過しないこと。
- ・故障などのため踏切内で動かなかったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、発煙筒などで列車に合図すること。
- ・乗降口のドアは、停車を確認した後で開き、また確実に閉めてから発車すること。
- ・停車場所の安全を確認して、旅客を降ろすこと。
- ・旅客の荷物を載せるトランクは、預かり時には確実に閉めてから発車すること。
- ・ガソリン、灯油、塩酸などで危険な状態で物品をもっているものを乗車させないこと。
- ・座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしないこと。
- ・定められた乗客定員（運転者を含む）や積載の制限を越えて、旅客を乗せたり、物を積んだりしないこと。
- ・関係者以外の人を乗車させないこと。
- ・路線バスは、夜間、道路を通行するときは、室内灯を付けなければならない。
- ・バスの運転者は、旅客のいるバス内では職務に関係のない不必要な話はしないこと。
- ・乗務距離の最高限度が定められている運転者は、その最高限度を守ること。
- ・旅客のいる車内では喫煙・飲酒しないこと。

上記の内容に同意し、車輛及び運転手の安全確保及び業務遂行を致します。

会社名 \_\_\_\_\_

役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

